財 第 5 7 3 号 平成28年8月19日

各 部・課 長

副市長山﨑健二

平成29年度予算の要求について(依命通知)

本年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針20 16(骨太方針)」では、「新・三本の矢」により「成長と分配の好循環」 を確立することにより、地方を含めて日本経済全体の持続的拡大均衡を 目指している。また、「地方創生」により、人口減少と地域経済縮小の 悪循環に歯止めをかけ、将来にわたって地域の成長力を確保するものと している一方で、これらの経済再生と財政健全化の双方を一体として実 現することとしている。

我が国全体が既に人口減少の局面に入っている中で、本市は昭和12年の市制施行から、平成29年4月には80周年という大きな節目の年を迎え、当時4万人であった人口が間もなく63万人に達しようとしている。本市の人口は本年3月に作成した「人口ビジョン」では、今後も緩やかに増加を続け、平成37年に63万6千人となりピークを迎える。

10年後には人口減少が始まり、平成62年には56万1千人となることが見込まれている。

人口減少という経験のない局面を迎えても、本市が将来にわたって活力あるまちであり続けるために、次の10年で何に取り組むべきかを考え、その取り組みを着実に実行することが必要である。

平成29年度予算編成をその第一歩と捉え、地域包括ケアシステムの推進、子育て支援、高齢化対策をはじめ、医療センターの建替え、都市基盤の整備、公共施設の長寿命化に重点的に取り組むとともに、後期基本計画の「めざすまちの姿」で示す6つの取り組みを確実に推進する。

本市の財政状況において、歳出面では東日本大震災以降集中的に取り組んだ小中学校の耐震化、北部清掃工場の建替え、保健福祉センター建設等に借り入れた多額の市債や、臨時財政対策債の償還が平成33年頃から本格化し、公債費が大幅に増加することが見込まれる。

また、南部清掃工場の建替え、西部地域における小中学校の整備、保 育所・放課後ルーム等子育て支援施設の運営、医療・介護の給付や防災 行政無線整備、雨水流出抑制対策等の災害に強いまちづくりなどについ ても、今後多額の事業費が見込まれている。

歳入面では、景気回復による市税の増加は見込めるものの、増加する

行政需要に対しては十分なものであるとは言えない。

市の主要な一般財源となっている普通交付税及び臨時財政対策債については、事務執行の効率化による単位費用の引き下げ、市税収納率の見直しなど、普通交付税算定方法の改革により、算定の基礎となる国勢調査人口が増加しているにもかかわらず、平成28年度の普通交付税は前年度を下回っており、今後の交付税の増額が見込める状況にはない。

財源調整基金については、平成20年の79億円を最低として、年々増加してきたが、平成25年度決算剰余金積立後の残高261億円から、平成26・27年度にそれぞれ10億円減少している。平成27年度決算剰余金積立て後の残高は242億円である。今後も財源調整基金からの繰り入れにより、基金残高の減少傾向が続くと思われる。

本年4月に設置した行財政改革推進本部が行った「将来財政推計」や 本年度中に策定する「公共施設等総合管理計画」においては、現在の公 共施設の規模等を維持するという前提条件によるものであるが、公共施 設の更新が集中し、更新費用が財政を圧迫し、財源調整基金、減債基金 からの繰り入れによる財源確保を行っても、平成54年度以降財源不足 が発生するという試算結果となった。

将来の人口減少、高齢化が加速する状況においても様々な財政需要に 対応するためには、今後の予算編成を考慮すると、従来からの手法で行 政運営を続けることは困難となる。多様な市民要望に対応し、市民サービスの充実を図るためにも、各部局にあっては、行財政改革の視点から、職員すべてが知恵を出し、より一層の経費削減をするとともに、直面する行政課題、将来予想される課題解決に最も効果的な予算を編成することに努められたい。

以下に、予算編成にあたり基本的事項を示すので、これにより適切に 対処されたい。

## 基本事項

- 1. 予算要求にあたっては、事業の優先順位、行政効果を十分見極め、 効率的・重点的な予算要求を行うこと。
- 2. 市民の多様化する行政需要に的確に応えるためには、行政内部の役割にかかわらず、部局の垣根を越えた分野横断的な取り組みを推進する必要があるため、部局間で十分協議のうえ要求すること。
- 3.「後期基本計画」において示す施策については、着実にその進捗を 図ることとし、実施計画で採択された事業は優先的に予算化するので 必要な予算は十分に精査のうえ要求すること。
- 4. 実施計画対象事業の所管部課にあっては、企画財政部から10月上旬を目途に査定結果を通知する予定であるので、査定で事業実施が不採択となった事業については、原則として要求しないこと。
- 5. 行政効果を再点検し、改善・廃止・縮小等による無駄の排除、スクラップアンドビルド等の必要な措置を講じること。
- 6.「公共建築物保全計画」において、更新が予定されている施設にあっては、事業費を精査のうえ要求すること。

- 7. 決算で多額の不用額が生じている事業については、対象事業の過去 の実績の分析を行い、その原因を究明し十分に精査のうえ過大な予算 要求とならないよう努めること。
- 8. 枠配分対象事業と指定された事業であっても、その執行方法の見直し等の工夫により、適切な予算積算に努めること。
- 9. 歳入の確保については最大の努力をはらうこと。捕捉洩れのないよう十分注意するとともに、積極的かつ効率的に滞納整理を行う等により、収納率の向上を図ること。
- 10. 国・県支出金については、制度研究を十分に行い、特定財源の計 上洩れ等がないよう注意すること。特に国庫支出金については、新 たな制度の創設や既存制度の見直し等の動きがあることも考えられ るため、情報の収集に努め適切に対応すること。
- 11. 特別会計及び企業会計については、独立採算の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することは厳に慎むこと。
- 12. 出資団体等に対しては、各団体の経営努力を強く求め、当該団体に対する補助金・委託料等の削減に努めること。
- 13. 他団体が先行して実施している効率的な行政運営の情報収集・分析を行い、更なる業務の効率化に努めること。

14. 新規・拡大等、事業の見直しの要求にあたっては、その効果を検討し、実現のための懸案事項を抽出し、万全の準備をすること。